

2019年3月11日

お客さま各位

沖縄県那覇市久茂地 3-10-1
株式会社 沖縄銀行

「投資信託・公共債取引約款規定集」変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「投資信託・公共債取引約款規定集」につきまして、NISAに関する約款「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款」を別紙のとおり一部変更（非課税口座簡易開設の取扱およびロールオーバーに関する記載について追加・変更）させていただきますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

また、本約款（「投資信託・公共債取引約款規定集」）につきましては、従来、紙冊子にてお客さまへ配布させていただいておりましたが、インターネットの普及が進み、省資源化の取組みが求められる中、弊行に於きましても、インターネットホームページ上へ掲載させていただく運びとなりました。最新の「投資信託・公共債取引約款規定集」につきましては、下記URLよりご確認いただけますので、併せてご案内申し上げます。

敬具

記

～「投資信託・公共債取引約款規定集」（ホームページ掲載場所）～

https://www.okinawa-bank.co.jp/files/00040006/toushin_koukyousaiyakkan.pdf

以上

お客さま各位

『投資信託・公共債取引約款規定集』

(一部改訂：「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款」)

株式会社 沖縄銀行

いつも当行をご利用いただき誠にありがとうございます。NISA に関する約款「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款」につきまして、次のとおり一部変更がございますので、ご確認いただきますようお願い致します。

改 訂 後	改 訂 前
<p>第2条（非課税口座開設届出書等の提出）</p> <p>お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるため、当行に非課税口座を開設する場合には、当行に対して法第37条の14第5項第1号及び第6項及び第24項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税口座簡易開設届出書」に必要事項を記載のうえ、署名し、それに当行の定める一定の書類を添付して、法第37条の14第5項第6号イ(2)（非課税管理勘定に係る期間）またはロ（累積投資勘定に係る期間）に規定する、各勘定設定期間の開始日の属する年の前年10月1日から当該勘定設定期間の終了日の属する年の9月30日までの間に提出して下さい。</p> <p>なお、当行は税務署にお客様の非課税適用確認書の交付申請書に係る申請事項を提供し、税務署より「非課税適用確認書(法第37条の14第5項第6号に規定するものをいいます。以下同じ。)」を併せて受領したときは、お客様から当行に「非課税適用確認書」の提出があったものとして取扱い、当行にて保管いたします。</p> <p><u>7 当行又は他の金融商品取引業者に既に非課税口座を開設しているお客様は、「非課税口座簡易開設届出書」を当行又は他の金融商品取引業者に提出することはできません。</u></p> <p><u>8 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」又は「非課税適用確認書の交付申請書」を当行又は他の金融商品取引業者に提出したお客様は、「非課税口座簡易開設届出書」を当行または他の金融商品取引業者に提出することはできません。</u></p>	<p>第2条（非課税口座開設届出書等の提出）</p> <p>お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるため、当行に非課税口座を開設する場合には、当行に対して法第37条の14第5項第1号及び第6項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書 兼非課税口座開設届出書」、「非課税口座簡易開設届出書」に必要事項を記載のうえ、署名し、それに当行の定める一定の書類を添付して、法第37条の14第5項第6号イ(2)（非課税管理勘定に係る期間）またはロ（累積投資勘定に係る期間）に規定する、各勘定設定期間の開始日の属する年の前年10月1日から当該勘定設定期間の終了日の属する年の9月30日までの間に提出して下さい。</p> <p>なお、当行は税務署にお客様の非課税適用確認書の交付申請書に係る申請事項を提供し、税務署より「非課税適用確認書(法第37条の14第5項第6号に規定するものをいいます。以下同じ。)」を併せて受領したときは、お客様から当行に「非課税適用確認書」の提出があったものとして取扱い、当行にて保管いたします。</p>

9 法第37条の14第12項第2号に規定する所轄税務署長からの当該事項の提供その他の事由により、お客様が第1項の規定により当行に提出された「非課税口座簡易開設届出書」が前項の規定により当行に提出することができない場合に該当することが判明した場合には、第1条の規定によりお客様が開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取扱われ、所得税等に関する法令の規定が適用されます。

10 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において満20歳以上である居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者のお客様に限られます。

第3条（非課税管理勘定の設定）

非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定は、「非課税適用確認書」「廃止通知書」又は「非課税口座簡易開設届出書」に記載の非課税管理勘定に係る勘定設定期間においてのみ設けられます。

第3条の2（累積投資勘定の設定）

非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定は、「非課税適用確認書」又は「廃止通知書」、「非課税口座簡易開設届出書」に記載された、累積投資勘定に係る勘定設定期間においてのみ設けられます。

第7条（非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

(2) 施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる株式投資信託

第8条（譲渡の方法）

非課税管理勘定または累積投資勘定において振替口座簿への記載又は記録がされている株式投資信託の譲渡は、当行に対して譲渡する方法、又は特別措置法第

7 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において満20歳以上である居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者のお客様に限られます。

第3条（非課税管理勘定の設定）

非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定は、「非課税適用確認書」又は「廃止通知書」に記載の非課税管理勘定に係る勘定設定期間においてのみ設けられます。

第3条の2（累積投資勘定の設定）

非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定は、非課税適用確認書又は廃止通知書に記載された、累積投資勘定に係る勘定設定期間においてのみ設けられます。

第7条（非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

(2) 施行令第25条の13第10項により読み替えて準用する同条第9項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる株式投資信託

第8条（譲渡の方法）

非課税管理勘定または累積投資勘定において振替口座簿への記載又は記録がされている株式投資信託の譲渡は、当行に対して譲渡する方法、又は特別措置法第

37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号の規定により上場株式等の譲渡とみなされる解約もしくは償還に伴う金銭の交付が当行を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

第 9 条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）

租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由による、非課税管理勘定または累積投資勘定からの株式投資信託の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第 7 条第 1 号ロおよび第 2 号に規定する移管に係るもの、第 7 条第 1 項第 3 号または第 7 条の 2 第 1 項第 2 号によるもの及び特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合には、当行は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しをした株式投資信託の法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第 10 条（非課税管理勘定終了時の取扱い）

3 第 1 項の終了時点で非課税管理勘定に係る株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。

(1) お客様から当行に対して第 7 条第 1 項第 2 号に基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管

(2) お客様が当行に特定口座を開設していない場合、又は特定口座を開設している場合で、お客様から当行に対して施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合、一般口座への移管

(3) 前各号に掲げる場合以外の場合、特定口座への移管

37 条の 10 第 4 項第 1 号の規定により上場株式等の譲渡とみなされる解約もしくは償還に伴う金銭の交付が当行を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

第 9 条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）

租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由による、非課税管理勘定からの株式投資信託の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第 7 条第 1 号ロおよび第 2 号に規定する移管に係るもの、第 7 条第 1 項第 3 号または第 7 条の 2 第 1 項第 2 号によるもの及び特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合には、当行は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しをした株式投資信託の法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第 10 条（非課税管理勘定終了時の取扱い）

3 前二項の終了時点で非課税管理勘定に係る株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。

(1) お客様から当行に対して第 8 条第 2 号に基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管

(2) お客様が当行に特定口座を開設しており、お客様から当行に対して施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項 大 25 号イに規定する書類の提出があった場合、一般口座への移管

(3) 前各号に掲げる場合以外の場合、一般口座への移管

第 12 条 (累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

当行は、お客様から提出を受けた第 2 条第 1 項の「非課税口座開設届出書」「非課税口座簡易開設届出書」「非課税口座開設届出書」「非課税口座簡易開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて 当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日 (お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日および同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。) から 1 年を経過する日までの間 (以下「確認期間」といいます。) に確認いたします。

第 12 条の 2 (非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)

お客様が当行に開設した非課税口座にその年の翌年以降に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当行に対して「非課税口座異動届出書 (勘定変更用)」を提出していただく必要があります。

2 お客様が当行に開設した非課税口座に設けられた、その年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の 9 月 30 日までに、当行に対して「金融商品取引業者等変更届出書 (勘定変更用)」をご提出いただく必要があります (ただし、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に株式投資信託の受け入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。)。この場合において、当行は、「金融商品取引業者等変更届出書 (勘定変更用)」の提出を受けて作成した「勘定廃止通知書」をお客様に交付することなく、その作成をした日にお客様から提出を受けたものとみなして、法第 37 条の 14 第 25 項の規定を適用します。

第 16 条 (届出事項の変更)

「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」「非課税口座簡易開設届出書」等の提出後に、お客様の名前、ご住所、個人番号など届出事項に変更があった場合には、お客様は遅滞なくその旨を記載した非課税口座異動届出書を当行に提出いただくことと

第 12 条 (累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

当行は、お客様から提出を受けた第 2 条第 1 項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて 当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日 (お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日および同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。) から 1 年を経過する日までの間 (以下「確認期間」といいます。) に確認いたします。

第 12 条の 2 (非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)

お客様が当行に開設した非課税口座に設けられた、その年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の 9 月 30 日までに、当行に対して「金融商品取引業者等変更届出書 (勘定変更用)」をご提出いただく必要があります (ただし、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に株式投資信託の受け入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。)。この場合において、当行は、「金融商品取引業者等変更届出書 (勘定変更用)」の提出を受けて作成した「勘定廃止通知書」をお客様に交付することなく、その作成をした日にお客様から提出を受けたものとみなして、法第 37 条の 14 第 25 項の規定を適用します。

第 16 条 (届出事項の変更)

「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」の提出後に、お客様の名前、ご住所、個人番号など届出事項に変更があった場合には、お客様は遅滞なくその旨を記載した非課税口座異動届出書を当行に提出いただくこととします。なお、その変更がお名

<p>します。なお、その変更がお名前、ご住所又は個人番号にかかるものである場合には、お客様には「個人番号カード」等及び運転免許証、住民票の写し、印鑑登録証明書等の確認書類を提示し、確認を受けていただくこととします。</p>	<p>前、ご住所又は個人番号にかかるものである場合には、お客様には「個人番号カード」等及び運転免許証、住民票の写し、印鑑登録証明書等の確認書類を提示し、確認を受けていただくこととします。</p>
---	---

以 上